

令和2年3月10日 衆議院法務委員会議事録

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

本日、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、権力者による犯罪について議論をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元に資料を配らせていただいておりますが、こちらは、平成三十年九月七日付と三十一年一月二十八日に告発のあった案件で、安倍総理に対する告発なんですけれども、罪名は内乱首謀、内乱予備陰謀ということで挙げられておりまして、これは不起訴処分というふうになっております。

これについて少し、後ほどお伺いしたいと思いますが、まずは、憲法の条文の解釈についてお伺いしたいと思います。憲法九十九条、これには、「天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」というふうに書かれております。憲法を擁護しましようということなんですけれども、これについて、具体的な何か罰則、こういったものはあるのかないのか、この点をまずお伺いします。

○北川政府参考人

お答えいたします。

憲法第九十九条に規定する義務でございますが、これは倫理的、道徳的性質のものでございまして、お尋ねの罰則規定は憲法上ございません。

○日吉委員

今、罰則規定は憲法上ございませんという御答弁でございました。

憲法以外のところで、実質的に、憲法を擁護しないといった場合に罰則ないし処罰がされるような規定があるのかどうかということをひとつ考えたいと思うんですけれども、ここに刑法七十七条、七八条の内乱罪、予備罪がございます。

この条文を御紹介させていただきますと、第七十七条では、「国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、」「処断する。」ということになっており、七八条では、「内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。」こういった規定になっております。

ここでまず考えたいと思っているのが、この内乱罪、これが憲法九十九条の憲法擁護に反する具体的な法律の、刑法の規定になるのではないかという問題意識を持った上で、御質問をさせていただきたいと思います。

その中で、まず最初に、刑法第七十七条、これの対象となる、主体となる人として、大臣又は内閣総理大臣は、この刑法七十七条ないし七八条の内乱罪に関する規定の主体となるかどうか、これを教えていただけますでしょうか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

刑法七十七条の内乱罪の主体については、条文上、職務上の地位等による主体の限定はなされておりませんが、内乱罪に言う暴動は、多数人が結合して暴行、脅迫を内容とする行動をとることをいい、内乱罪の主体としては、憲法の定める統治の基本秩序の壊乱という目的を遂げるにふさわしい多数者の存在が必要であると解されているところでございます。

○日吉委員

今のお話ですと、主体としての規定はないということですけれども、多数の人が必要になるというようなお話だったと思いますが、その多数というのは、どのぐらいの人数を想定されているのでしょうか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

今申し上げた内乱罪の暴動とは、多数人が結合して暴行、脅迫を内容とする行動を行うことでございます。憲法の定める統治の基本秩序の壊乱という目的を実現する可能性を有する組織的、集団的規模を有することが必要でございまして、その程度は、少なくとも一地方の平穏を害する程度のあることを要するものと解されております。

○日吉委員

今のお話ですと、そういった多数の人が結合して組織的に壊乱をするということなんですけれども、それを先導するというか首謀する者というのがいると思いますが、それについては、刑法の主体として、誰が、総理大臣であってもそれは対象になるという理解でよろしいですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたが、刑法七十七条の内乱罪の主体については、条文上、職務上の地位等による主体の限定はなされていないところでございます。

○日吉委員

主体の限定はなされていないということなので、該当すると理解いたしました。

もう一つ、この暴動の概念なんですけれども、これは、一つの地方というか、こういった大規模な規模をおっしゃっておりますけれども、これは物理的な暴力的なものを必ず必要とするものなのか、そうではなくて、もう少し、脅迫とか、こういった概念もここに言う暴動の概念に該当するのではないかというふうに認識しているんですけども、この点はどのように理解すればよろしいでしょうか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

内乱罪の暴動の意味でございますが、ここに言う暴動とは、多数人が結合して暴行、脅迫を内容とする行動を行うこととされておりまして、憲法の定める統治の基本秩序の壊乱という目的を実現する可能性を有する組織的、集団的規模を有することが必要でございまして、その程度は、少なくとも一地方の平穏を害する程度のものであることを要すると解されております。

○日吉委員

今、脅迫というお話も改めて御答弁いただきましたけれども、そういう意味でいいますと、必ずしも暴力に限ったことではないのかなというふうに考えます。

そういう中で、例えば、二〇一五年の安保法制、これの制定なんですけれども、これまでの集団的自衛権行使の、これは容認していないという考え方の中で、閣議決定によって、それを容認する形になってきました。しかし、憲法上は、これまでずっと集団的自衛権行使は容認されていなかったということありますけれども、それをえたというようなこと、これは、先ほどの内乱罪の規定にあります「憲法の定める統治の基本秩序を壊乱する」、こういったことに該当するのではないか、このようなことが考えられるというふうに思います。

それと、また、辺野古の新基地建設、これについても、これを強行している状況を鑑みますと、憲法の定める統治の基本秩序を壊乱しているのではないか、このようことで訴えをされております。この平野貞夫さんというのは元参議院議員の平野先生でございますけれども、この方がお訴えをされたわけでございます。

こういった中で、じゃ、もう一つ憲法についてお伺いしたいと思うんですけども、憲法七十五条がありますが、この七十五条では、「国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。」というふうに規定しております。

この内閣総理大臣の同意ということは、総理大臣が訴追される場合におきまして、この七十五条の総理大臣の同意、本人の訴追について本人が同意するということになってしまふんですけども、これは必要なのか。これはどう考えればよろしいですか。

○北川政府参考人（内閣法制局第一部長）

お答えいたします。

憲法第七十五条の国務大臣に内閣総理大臣が含まれるか否かにつきましては、当局いたしましては、これまで、具体的な検討の必要性がないことから、特に検討したことはございません。

○日吉委員

済みません。具体的な必要性がないといいましても、条文にありますのでその解釈を教えていただきたいんですけども。質問するというふうにお伝えしていたので、ある条文について検討していない、わかりませんという回答はないと思うんですけども、もう一度お願ひできますか。

○北川政府参考人（内閣法制局第一部長）

お答えいたします。

先ほど御答弁したとおり、当局として特に検討したということはないでございますが、学説いたしましては、その国務大臣に内閣総理大臣が含まれるという説と含まれないという説の両説があるというふうに承知してございます。

○日吉委員

学説によりますと、どちらの説が有力なんですか。

○北川政府参考人（内閣法制局第一部長）

当局としては、学説の優劣といいますか、どちらかを支持するとか、そういった立場には

ございませんので、ちょっとお答えは控えさせていただきたいと思います。

○日吉委員

そうしますと、先ほどの刑法七十七条、七八条なんですが、主体は決まっていないということなので、仮に総理であっても首謀者として訴追される可能性があるのではないかと思うんですけれども、それはないのかあるのか。今のケースに限らず、一般論として、あるのかないのか、教えてもらえますか。

○北川政府参考人（内閣法制局第一部長）

当局からお答えするのが適當かどうかわかりませんけれども、法制局といたしましては、関係省庁から御相談があれば適切に対応していきたいと考えております。

○日吉委員

済みません。相談があれば適切、今現在は答えは持ち合わせていないということなんですか。

○北川政府参考人（内閣法制局第一部長）

当局は、各省庁からの御照会、御相談に応じまして意見を述べるということを所掌としてございますので、訴追という事務そのものは当局の事務でございませんので、そういう意味では、私どもから何かをするということはないと考えてございます。

○日吉委員

大臣、今のをどのようにお考えになられますか。

○森国務大臣

総理大臣がこの条文に当てはまるかどうかという御質問だと思いますけれども、犯罪の構成要件の当てはめというのは捜査機関によってなされるものでありますので、一概にお答えすることがなかなか困難でございますけれども、一般論として申し上げれば、内乱罪は、国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動した場合に成立するものでございますので、それに当てはまるかどうかというのは捜査機関が判断するものだというふうに承知します。

○日吉委員

それに当てはまるかどうかを捜査機関が判断して、当てはまるのであれば該当する可能性もあるという理解でよろしいですか。

○森国務大臣

犯罪の成否については、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でありますので、私からのお答えは差し控えさせていただきます。

○日吉委員

答えは差し控えるということは、それは捜査機関が判断することであって、総理大臣が訴追されることがあるかないかということはわかりませんと、そういうことですか、森大臣としては。

○森国務大臣

今ほどお答えしましたとおり、一般論として申し上げたのは先ほどのとおりでございま

すので、それに当てはまるかどうかを捜査機関が収集された証拠に基づき個別に判断されるものと考えます。

○日吉委員

大臣はちょっとお答えになられていないように思いますけれども。ちなみに、大臣、安倍総理のこの告発って、これは御存じでしたか。

○森国務大臣

はい。御指摘の事件については、東京地検において不起訴処分としたものと承知しております。

○日吉委員

これは、東京地検が告発を受理されたということで、不起訴にされましたということ、大臣も承知されているということなんですかけれども、告発を受理するって、これはどういう意味を有しているのかをちょっと教えていただけますか。

そこは、犯罪の可能性があるということから受理しているのか、いろいろあると思うんですけれども、この受理の意味を教えてください。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

まず、委員のお尋ねのうち、個別事件にかかわる部分につきましては、個別事件における捜査の具体的な内容や検察官による証拠の評価にかかわる事柄でありますので、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

なお、その上で、一般論として申し上げますと、刑事告発は、捜査機関において告発の要件である犯罪事実の特定性や処罰意思等を満たしていると判断された場合に受理されるものであると承知しております。

○日吉委員

そんな中で受理され、このケースでは結果的に不起訴処分になりました。

その二枚目のところに、その理由、「(不起訴処分の理由)」として、「罪とならず」とこの理由告知書には書いてあるんですけども、この罪とならずの具体的な意味、これを教えていただけますか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

重ねてでございますが、お尋ねのうち、個別事件にかかわる部分につきましては、個別事件における捜査の具体的な内容や検察官による証拠の評価にかかわる事柄でございますので、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

その上でなお、一般論として申し上げますと、検察官が罪とならずとして不起訴処分といったことは、被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証明和2年以上明確なときであるものと承知しております。

○日吉委員

犯罪事実がないということと理解しましたが、ひとつ、憲法七十五条で、この告発とは別の、一般論なんですけれども、七十五条で、国務大臣の訴追には内閣総理大臣の同意が必要

であると。この同意があった場合に、仮に不起訴処分になった、こういったときも、罪とならずというような、こういった理由になるものなんですか。一般論として結構です。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答えを申し上げます。

今、委員、御質問の中で、一般論としてということをおっしゃっておられます、御質問の内容からしますと、個別の事案を念頭に置いておられるのではないかという部分もございまして、個別の事案に関する部分につきましては、個別の事案を念頭に置いた仮定の御質問ということですので、私どもからお答えをいたしかねるところでございます。

なお、その上で、あくまで一般論としてということでござりますれば、憲法七十五条の国務大臣というところで、内閣総理大臣が含まれるかという憲法上的一般的な解釈にもかかわる事柄でございますので、私どもとしてもやはりお答えいたしかねるところでございます。

○日吉委員

最後のところをもう一度お願いできますか。ちょっと聞き取れなかつたもので。

○松島委員長

局長、最後、ちょっと語尾が、言語不明瞭だったものですから。はっきり言い直しだけで結構です。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

申しわけございません。

あくまで一般論として申し上げるところでございますが、それは、憲法七十五条の国務大臣に内閣総理大臣は含まれるかという憲法上的一般的な解釈にかかわる事柄でもございますので、その点について、私どもからお答えをいたしかねるところでございます。

○日吉委員

お答えいただけないということでございましたが、もう一つ、仮に検察の方が総理なり大臣の犯罪を見つけた場合、これは当然、検察としては、起訴するかどうかを決定し、捜査をしていく、この義務はあるということでよろしいんですね。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答えを申し上げます。

犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄でございますので、法務当局からお答えを差し控えさせていただきたいと存じます。

○日吉委員

お答えを差し控えるということなんですけれども、この内乱罪、七十七条、七十八条なんですけれども、これは、意図する、趣旨としては、権力者が行う内乱というのは、やはり私物化をすることに尽きるのではないかというふうに思います。

今、桜を見る会もそうですけれども、公文書の改ざん、そして憲法解釈の変更、こういったことが続いている中で、私物化をしていく、これが、権力者が行う内乱、憲法の基本構造を壊乱する、こういうことにつながっていくことではないのかなというふうに思っておりまして、今後、こういった傾向はますます今強くなってきていくのではないのかなということを申し上げさせていただいて、また改めて議論をさせていただきたいなと思います。

それで、時間がなくなってきたが、最後に、午前中にもありましたけれども、義家副大臣がレバノンに行かれましたということで、その中で、レバノン政府はよく理解されたというようなお答えがあったと思うんですけれども、そこをもう少し、どのような、ゴーンさんがどういったことを、違うことを言っていて、どのように説得して、どのように理解されたのか、このあたりを教えてください。

○義家副大臣

まず、レバノンにおいては、マリークロード・ナジェム司法大臣、ミシェル・アウン大統領、ナシーフ・ヒッティ外務・移民大臣、ヤシーン・ジャーベル国會議員、国民議会の外交・移民委員長との会談を行いました。

相手のある話でございますので、やりとりの詳細を申し上げることは控えさせていただきますけれども、カルロス・ゴーン被告人がレバノンに逃亡していることに関しては、ゴーン被告人が保釈条件に違反して国外に逃亡した上で、自己正当化のために我が国の刑事司法制度について誤った事実を発信し続けており、到底看過できない、そして、ゴーン被告人が我が国裁判所で裁判を受けることは当然のことであるという日本政府の立場を明確に伝えた上で、議論の末、レバノン政府の理解も得ることができました。

そして、本件の解決が日・レバノン両国にとって極めて重要な課題であるということは、両国の認識は一致いたしました。

た、我が国刑事司法制度についても正しい理解が得られるよう働きかけを行った次第であります、その上で、司法大臣との会談において、今後、法務、司法分野において、事務レベルで必要な協議を進めていくことで一致したところでございます。

○日吉委員

済みません、事務レベルでの必要な協議で一致したという、そこをもう少し、方向性ないし今後の対応、大臣、思うところがありましたら、ちょっと御答弁いただけますか。

○森国務大臣

ゴーン被告人の逃亡事案についての具体的な取組の内容についてはお答えを差し控えさせていただきますけれども、事務レベルでの必要な協議を進めていくことになりましたので、この協議を通じて、この問題及び広く国際社会における刑事司法制度についての正しい理解を醸成する上で、レバノンとの連携の強化も進んでいくものと思っております。

○日吉委員

時間が参りましたので終わりますが、最後に一言だけ。

やはり、ゴーン被告が逃亡すること、これはもちろんルールに反することなんですけれども、その一方で、人質司法だという批判が日本の中でもあったわけでございまして、そういうことも懸念していたということもあるので、しっかりとそのあたりを説明していくことと、制度に問題があるのであればそれを見直していく、こういったことをしていかなければいけないということを指摘して、終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。